

臨時社員総会の開催日時・議案内容

Fukuoka Association of Certified Social Workers

- 日時■ 2025年3月20日(木/祝) 13:00~14:00
■場所■ クローバープラザ1階 クローバーホール
(春日市原町3-1-7 J R春日駅下車徒歩約2分)
■議案■ 次の1議案のみ

書面表決



第1号議案 定款の一部改正案

改正箇所	定款第11条第1項第2号を以下の下線のとおり改正する。
改正理由	「社会福祉士及び介護福祉士法」第三条第一号(欠格事由)の規定と文言を統一し整合させるため。

具体的内容

改正前(現)	改正後(新)
(会員の資格喪失) 第11条 会員が次の各号(賛助会員にあつては第3号及び第4号を除き、名誉会員及び準会員にあつては第3号から第5号までを除く。)のいずれかに該当する場合は、その資格を喪失する。 (1) 退会したとき。 (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。 (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。 (4) 法第32条第1項又は第2項の規定により、登録を取り消されたとき。 (5) 法第33条の規定により、登録を削除されたとき。 (6) 正当な理由がなく、会費を2年以上納入しなかったとき。 (7) 除名されたとき。 (8) 総正会員の同意があったとき。	(会員の資格喪失) 第11条 会員が次の各号(賛助会員にあつては第3号及び第4号を除き、名誉会員及び準会員にあつては第3号から第5号までを除く。)のいずれかに該当する場合は、その資格を喪失する。 (1) 退会したとき。 (2) <u>心身の故障により社会福祉士の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの</u> (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。 (4) 法第32条第1項又は第2項の規定により、登録を取り消されたとき。 (5) 法第33条の規定により、登録を削除されたとき。 (6) 正当な理由がなく、会費を2年以上納入しなかったとき。 (7) 除名されたとき。 (8) 総正会員の同意があったとき。

- 表決方法■ 次のどの方法からでも構いませんが、なるべく早めに書面表決をお願いします。

① スマホ	右上のQRコードから
② パソコン	https://qr.me-qr.com/ja/pgTZdOAQ
③ FAX	本通信巻末のFAX用紙をコピーして記載し、092-483-3037 へ送信
④ ハガキ	別途お送りした書面表決用往復ハガキで返信 ※表決が済んでいない方だけに発送済み

【注】間違ったときは、再度やり直してください。後で表決されたものを修正版とみなして採用します。

【注】QRコードから表決すると、記入したアドレス宛に「臨時社員総会(3/20)書面表決への回答ありがとうございます」のメールが自動配信されます。届かない場合は、記入したアドレスに誤りがあります。

- 質問受付■ 質問の受付は10月末日で締め切りました。

(事務局 辻)